

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の
不正行為への対応等に関する細則

平成27年3月30日細則第23号

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程（平成27年規程第131号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）において研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）の研究活動における不正行為への対応等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為調査委員会)

第2条 不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、研究所長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員の構成は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 理事長が指名する者 若干名
 - 二 外部有識者 若干名
- 4 前項第2号に定める委員は、理事長が委嘱する。
- 5 調査委員会は、委員の半数以上が外部有識者で構成されなければならない。
- 6 第3項各号に定める委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 7 センターは調査委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。なお、告発者及び被告発者は、委員の委嘱又は指名に異議があるときは、通知から10日以内に異議申立てをすることができる。
- 8 センターは内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る委員を交替させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(専門委員)

第3条 調査委員会には、専門分野に応じた調査及び審議を適正に確保するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員長が指名又は委嘱する。
- 3 専門委員は、調査委員会の求めに応じて委員会に出席することができる。
- 4 専門委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 その他、専門委員に関して必要な事項は、調査委員会において別に定める。

(守秘義務)

第4条 委員長、委員及びその他の者で、調査委員会に関与した者は、職務上知り得た秘

密を漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

(予備調査)

- 第5条 規程第5条の規定による告発があった場合には、受付窓口の長は、速やかにその内容を予備調査委員会の委員長に報告しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、次の各号に掲げる事項について予備調査を実施する。
 - 一 告発された行不正為が行われた可能性
 - 二 告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性
 - 三 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性の応じた合理的な保存期間を超えるか否か等の告発内容の合理性及び調査可能性
 - 3 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきか否か調査し、判断するものとする。
 - 4 予備調査委員会は、第6条第1項の告発を受け付けた日から30日以内に、本調査を行うか否かについて決定し、理事長に報告する。
 - 5 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、センターは予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る競争的研究資金等の配分をする機関（以下「配分機関等」という。）及び告発者の求めに応じて開示することができる。
 - 6 この規程に定めるもののほか、予備調査に関し必要な事項は別に定める。

(本調査)

- 第6条 センターは、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。被告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。なお、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように周到に配慮する。
- 2 センターは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。
 - 3 センターは、本調査の実施の決定後30日以内に、本調査を開始する。
 - 4 この規程に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は別に定める。

(調査方法)

- 第7条 調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより本調査を行う。この場合、調査委員会は、被告発者から弁明を聴取しなければならない。
- 2 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、合理的に判断される範囲内において、これ行うことができる。

ただし、その場合は調査委員会の指導・監督のもとに行うこととする。

- 3 調査の対象には、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができる。
- 4 調査委員会は、告発に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発に係る研究活動が他の機関で行われた場合は、当該機関に対し、証拠となるような資料等を保全する措置を要請する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動は制限されない。
- 5 センターは、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 6 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮する。

(認定)

第8条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行う。

- 一 不正行為が行われたか否か。
 - 二 不正行為と認定された場合はその内容
 - 三 不正行為に関与した者とその関与の度合
 - 四 不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び研究活動における役割
 - 五 不正行為が行われなかったと認定された場合は、告発が悪意に基づくものであったか否か。ただし、告発が悪意に基づくものであるとの認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として、不正行為等と認定することはできない。
 - 3 第1項各号に係る認定が終了したときは、委員長は直ちに理事長に報告する。

(被告発者の説明責任)

第9条 本調査において被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない災害等の理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

なお、資料（文書、数値データ及び画像など）の保存期間は、原則として、論文発表後10年間とし、試料（実験材料及び標本）及び装置などの保存期間は、原則として、論文発表後5年間とする。

- 3 第1項の説明責任の程度及び第2項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性により、調査委員会の判断にゆだねられる。

(調査結果の通知及び報告)

第10条 センターは、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。なお、被告発者が他の機関に所属している場合は、当該所属機関に通知する。

2 センターは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。

3 悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者が他の機関に所属しているときは、センターは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第11条 不正行為等が行われたと認定された被告発者は、前条の通知の日から10日以内に、センターに対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第6条第3項を準用する。）は、その認定について、前項の不服申立てをすることができる。

(不服申立ての審査)

第12条 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員の交代若しくは追加、又は委員会の代えて他の者に審査をさせる。ただし、調査委員会の構成の変更等を必要とする理由がないと認めるときは、この限りではない。

2 不正行為があったと認定された場合に係る告発者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合には、被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定にともなう各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

3 再調査を行う決定を行った場合は、調査委員会は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料に提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、協力を求める。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。また、被告発者に対して当該決定を通知する。

4 センターは、被告発者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。なお、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

5 再調査を開始した場合は、調査委員会は、不服申立てを受けた日から概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を被告発者及び告発者に通知する。加えて、センターは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。なお、告発者が他の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

6 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合には、理事長は、被告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

なお、告発者が他の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

- 7 第11条第2項に係る不服申立てについては、調査委員会は、不服申立てを受けた日から概ね30日以内に、再調査を行い、その結果を報告する。なお、センターは、その結果を被告発者及び告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。また、告発者が他の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(調査結果の公表)

- 第13条 センターは、不正行為等が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。
- 2 センターは、不正行為等が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。
- 3 悪意に基づく告発と認定された場合は、調査結果を公表する。

(告発者及び被告発者に対する措置)

- 第14条 センターは、不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者がセンター職員であるときは、就業規則その他関係諸規程の定めるところにより適切に処置するとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

(不正行為調査委員会の庶務)

- 第15条 委員会の庶務は、監査室において行うものとする。

附 則 (平成27年3月30日細則第23号)

(施行期日)

この細則は、平成27年3月30日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第132号)

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日細則第28号)

(施行期日)

この細則は、平成29年2月1日から施行する。